

第32回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3Fホール

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件	
第5号議案 取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件	
事業報告 [※]	25
監査報告書 [※]	58

株主総会にご出席いただいた方への手土産のご提供を控させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



Provided by TAKAMA Printing

ネット
で
招集

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3774/>



※印の項目は、サマリー版招集通知の印刷対象外です。
第32回定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。

株主の皆さまへ



代表取締役
会長執行役員

鈴木 幸一

代表取締役
社長執行役員

勝 栄二郎

株主の皆さまにおかれましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連結会計年度は、当社グループの3か年中期計画の最終年度でありました。この3か年において、日本企業におけるITの利活用は、コロナ禍を契機に加速し、コロナ沈静後も強い需要が継続しております。そのような市場環境のなか、当期の当社グループの連結業績は、月額提供のネットワークサービス売上の積上げでの粗利率向上とシステムインテグレーションによる売上伸長等で、売上高は前中期計画最終年度から約1.3倍の2,761億円、営業利益は約2.0倍の290億円となり、営業利益率は3年前の6.7%から10.5%に向上しました。連結従業員数も3年間で約1.3倍の4,803名となりました。最近では、大型の社内外ネットワーク構築等の需要が活況で、当社グループがラインアップするネットワークサービスをシステムインテグレーションに組み込み提供する「サービスインテグレーション」との態様で複数年複合大型契約を多数獲得しており、事業成長を継続、加速してまいります。

今回、中長期で目指すべき通過点の姿として、連結売上高5,000億円規模への拡大を含む「中長期ビジョン」との絵姿を定め、開示させて頂きました。これに至る重要な道筋・プロセスとして、新中期計画「IIJグループ中期計画FY2024-FY2026」を策定しております。新中期計画は、サービスインテグレーション戦略を中心に既存コア領域の徹底強化、新規成長領域への取り組み、人的資本を中心とした事業基盤の強化を3本柱としており、2027年3月期の連結売上高3,800億円規模、営業利益460億円規模への伸長を目指してまいります。これらの実現を通じて、日本のネットワーク社会の更なる発展と当社グループの事業成長及び企業価値向上に尽力してまいります。

今後とも引き続きご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 3774
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役 勝 栄 二 郎

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第32回定時株主総会招集ご通知」及び「第32回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) をご覧になる場合には、以下にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「インターネットイニシアティブ」又は「コード」に証券コード「3774」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討下さいまして、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで（議決権行使書用紙による場合には、この行使期限までに到着するようご返送ください。）に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時00分（受付開始時刻 午前9時）
2. 開催場所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 3F ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第32期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件
以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載してありません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」及び「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類のうち、「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - 株主様へのお知らせ方法
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

議決権を有する株主様には、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知及び電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送いたしております。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2024年6月26日(水曜日)午後5時30分到着分まで**

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年6月26日(水曜日)午後5時30分まで**

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。
※ご出席に当たり、サポートが必要な株主様の通訳者や家族の支援者等の同席は可能ですので、当日受付にてお申し出願います。

株主総会開催日時 **2024年6月27日(木曜日)午前10時**

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



③ 以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎.0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化及び中長期的な事業拡大並びに事業投資等のための内部留保に配慮しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の利益水準に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

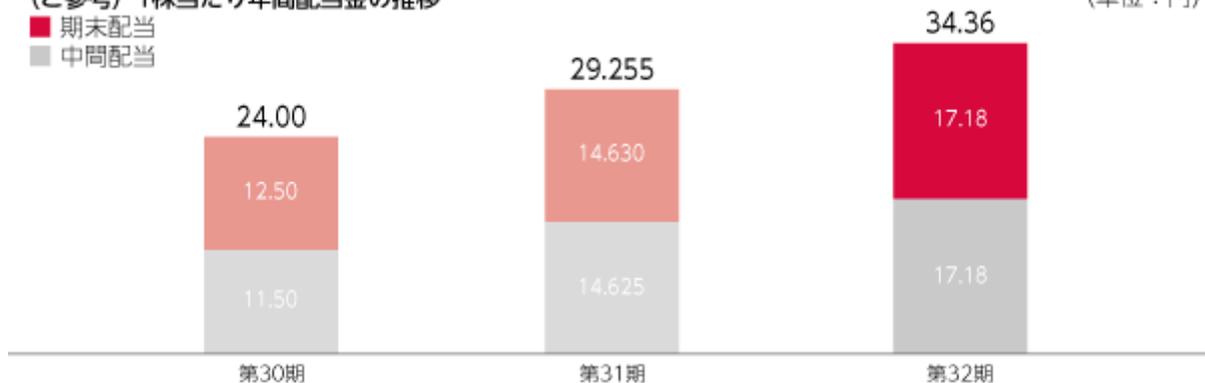
なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、当社は2023年12月に1株当たり17.18円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり34.36円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円18銭 総額 3,037,620,059円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

(ご参考) 1株当たり年間配当金の推移

■ 期末配当
■ 中間配当

(単位：円)



※2022年10月1日付で、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しており、第30期の中間配当・期末配当及び第31期の中間配当につきましては、当該株式分割考慮後の1株当たりの配当金を記載しております。

第2号議案

取締役12名選任の件

取締役14名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営と執行のバランス及び迅速かつ機動的な経営を目指す観点から、社内取締役2名を減員し、取締役12名の重任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。なお、取締役候補者 塚本隆史、佃和夫、岩間陽一郎、岡本厚及び鶴巢香穂利の5氏は、社外取締役候補者です。

候補者番号	氏名	性別	現在の地位・担当	取締役会出席状況(回)
1	鈴木 幸一 再任	男性	代表取締役会長執行役員兼Co-CEO	12/12
2	勝 栄二郎 再任	男性	代表取締役社長執行役員兼Co-CEO & COO	12/12
3	村林 聡 再任	男性	取締役 副社長執行役員	12/12
4	谷脇 康彦 再任	男性	取締役 副社長執行役員	12/12
5	北村 公一 再任	男性	取締役 専務執行役員 ビジネスユニット長	12/12
6	渡井 昭久 再任	男性	取締役 専務執行役員CFO 財務本部長	12/12
7	島上 純一 再任	男性	取締役 専務執行役員CTO テクノロジーユニット長	12/12
8	塚本 隆史 再任 社外 独立	男性	社外取締役	12/12
9	佃 和夫 再任 社外 独立	男性	社外取締役	10/12
10	岩間 陽一郎 再任 社外 独立	男性	社外取締役	11/12
11	岡本 厚 再任 社外 独立	男性	社外取締役	12/12
12	鶴巢 香穂利 再任 社外 独立	女性	社外取締役	12/12

(ご参考) スキルマトリックス

	独立 役員 ※	スキル項目						
		経営 トップ	IT知見	営業	テクノ ロジー ・R&D	グロー バル	財務・ 会計	ガバナ ンス
鈴木 幸一		○	○		○	○		○
勝 栄二郎		○	○			○		○
村林 聡		○	○		○			○
谷脇 康彦			○		○	○		○
北村 公一			○	○		○		
渡井 昭久			○			○	○	○
島上 純一			○		○			
塚本 隆史	●	○				○	○	○
佃 和夫	●	○			○	○		○
岩間 陽一郎	●	○				○	○	○
岡本 厚	●	○				○		○
鶴巢 香穂利	●		○		○			○

※(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、取締役现就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定です。

「スキル項目の定義」

スキル項目	要件
経営トップ	経営トップとしての企業経営経験
IT知見	IT業界における事業経験
営業	営業部門におけるマネジメント経験
テクノロジー・R&D	技術部門におけるマネジメント経験、新技術・サービス等の開発実績
グローバル	海外事業におけるマネジメント経験、海外勤務経験
財務・会計	財務・会計部門における専門性・経験
ガバナンス	コーポレート部門長経験、独立役員等の経験

候補者
番号

1

すず き こう いち
鈴木 幸一

(1946年9月3日生)



■ 所有する当社の株式数
7,403,589株

候補者
番号

2

かつ えい じ ろう
勝 栄二郎

(1950年6月19日生)



■ 所有する当社の株式数
210,795株

略歴、地位及び担当

1992年12月 設立に伴い当社取締役
1994年4月 当社代表取締役社長兼CEO
2013年6月 同代表取締役会長兼CEO
2021年4月 同代表取締役会長兼Co-CEO
2024年4月 同代表取締役会長執行役員兼Co-CEO (現任)

■重要な兼職の状況

(株)IJエンジニアリング 代表取締役会長
IJ America Inc. Chairman of the Board
インターネットマルチフィールド(株) 代表取締役社長
JOCDN(株) 代表取締役会長

■取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役会長執行役員兼Co-CEOとしての職責を担っており、当社創業以来経営に携わってきたことによる豊富な経験とリーダーシップ、IT業界に関する幅広い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしております。その能力及び豊富な業務経験を、今後も当社の経営に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

略歴、地位及び担当

1975年4月 大蔵省入省
2007年7月 財務省理財局長
2008年7月 大臣官房長
2009年7月 主計局長
2010年7月 財務事務次官
2012年8月 財務省退官
2012年11月 当社特別顧問
2013年6月 同代表取締役社長兼COO
2021年4月 同代表取締役社長兼Co-CEO & COO
2024年4月 同代表取締役社長執行役員兼Co-CEO & COO (現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長執行役員兼Co-CEO & COOとしての職責を担っており、長年にわたる代表取締役社長としての豊富な経験と行政官として培った幅広い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしております。その能力及び豊富な業務経験を、今後も当社の経営に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

3

むら ばやし
村林

さとし
聡

(1958年11月8日生)



再任

■ 所有する当社の株式数
5,819株

略歴、地位及び担当

1981年4月 (株)三和銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行
2007年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 執行役員
2013年6月 同常務取締役
2015年5月 同専務取締役
2015年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役専務
2017年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役社長
2021年6月 当社取締役副社長
2022年4月 (株)ディーカレットホールディングス 代表取締役社長(現任)
2024年4月 当社取締役副社長執行役員(現任)

■重要な兼職の状況

(株)ディーカレットホールディングス 代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

同氏は、(株)三菱UFJ銀行CIOや三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)の代表取締役社長などの要職を歴任しております。システムに関する幅広い見識と人脈に基づき、当社において事業開発、営業活動や経営企画本部所管を含む取締役副社長執行役員としての職責を担っており、また重要な持分法適用関連会社である(株)ディーカレットホールディングスの代表取締役社長を兼務しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

4

たに わき
谷脇

やす ひこ
康彦

(1960年9月11日生)



再任

■ 所有する当社の株式数
2,617株

略歴、地位及び担当

1984年4月 郵政省(現、総務省) 入省
2013年6月 内閣審議官・内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)副センター長
2016年6月 情報通信国際戦略局長
2017年7月 政策統括官(情報セキュリティ担当)
2018年7月 総合通信基盤局長
2019年12月 総務審議官(郵政・通信)
2021年3月 総務省退官
2022年1月 当社顧問
2022年6月 当社取締役副社長
2024年4月 同取締役副社長執行役員(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、総務省の総務審議官などの要職を歴任しております。電気通信事業や情報セキュリティに関する幅広い見識に基づき、当社において渉外活動、営業活動や管理本部所管を含む取締役副社長執行役員としての職責を担っており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

5

きた むら こう いち
北村 公一

(1954年5月12日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
10,798株

略歴、地位及び担当

1978年4月 新日本製鐵(株)(現、日本製鐵(株))入社
2004年6月 新日鉄ソリューションズ(株)(現、日鉄ソリューションズ(株))取締役
2009年4月 同常務取締役
2012年4月 同専務取締役
2016年6月 同取締役副社長執行役員
2020年4月 当社専務執行役員 ビジネスユニット長補佐
2021年4月 同専務執行役員 ビジネスユニット長
2021年6月 同専務取締役 ビジネスユニット長
2024年4月 同取締役専務執行役員 ビジネスユニット長(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、当社と同業種の事業者において要職を歴任しています。当社においてビジネスユニット長としての職責を担っており、営業及びシステムに関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。それらに基づき、営業戦略の立案及び遂行等に十分な役割を發揮しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

6

わた い あき ひさ
渡井 昭久

(1965年9月30日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
68,157株

略歴、地位及び担当

1989年4月 (株)住友銀行(現、(株)三井住友銀行) 入行
1996年8月 当社出向
2000年2月 同入社
2004年6月 同取締役CFO
2010年4月 同常務取締役CFO
2015年4月 同財務本部長(現任)
2021年4月 同専務取締役CFO
2024年4月 同取締役専務執行役員CFO(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、CFOとしての職責を担っており、財務分野に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、長年にわたり当社の取締役を務めており、経営の諸事項に精通しております。それらに基づき、財務戦略の立案及び遂行並びにコーポレートガバナンス強化等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

7

しま がみ じゅん いち
島上 純一

(1967年4月17日生)



■ 所有する当社の株式数
51,557株

再任

略歴、地位及び担当

1990年4月 (株)野村総合研究所入社
1996年9月 当社入社
2007年6月 同取締役
2010年4月 同常務執行役員
2015年4月 同専務執行役員 CTOネットワーク本部長
2015年6月 同取締役CTO
2016年4月 同テクノロジーユニット長 (現任)
2020年6月 同常務取締役CTO
2024年4月 同取締役専務執行役員CTO (現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、CTO兼テクノロジーユニット長としての職責を担っており、ネットワーク技術やセキュリティ分野に関する卓越した知見と豊富な経験を有しています。それらに基づき、技術戦略の立案及び遂行等に十分な役割を發揮しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

8

つか もと たか し
塚本 隆史

(1950年8月2日生)



■ 所有する当社の株式数
12,300株

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1974年4月 (株)第一勧業銀行 (現、(株)みずほ銀行) 入行
2004年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員
2009年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役社長
2011年6月 (株)みずほ銀行取締役頭取
(株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長
2013年7月 (株)みずほ銀行取締役会長
2014年4月 みずほフィナンシャルグループ常任顧問
2017年4月 同名誉顧問
2017年6月 当社取締役 (現任)
2023年7月 (株)みずほフィナンシャルグループ特別顧問 (現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、(株)みずほ銀行 取締役頭取及び取締役会長を歴任し、グローバルビジネス、財務・会計、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2017年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

■独立性の考え方

当社グループは同氏が過去において業務執行者であった(株)みずほ銀行及び(株)みずほフィナンシャルグループと取引関係があり、その取引金額は当社連結売上高の2%未満であります。また、同氏が両社の業務執行者の職責を離れ10年以上経過していることから、十分に独立性があると判断しております。

候補者
番号

9

つくだ かず お
佃 和夫

(1943年9月1日生)



■ 所有する当社の株式数
2,700株

再任

社外

独立役員

候補者
番号

10

いわ ま よう いち ろう
岩間陽一郎

(1943年9月15日生)



■ 所有する当社の株式数
2,400株

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1968年4月 三菱重工業(株)入社
1999年6月 同取締役
2002年4月 同常務取締役
2003年6月 同代表取締役社長
2008年4月 同代表取締役会長
2013年4月 同取締役 相談役
2019年6月 同特別顧問
2020年6月 当社取締役 (現任)
2021年6月 三菱重工業(株)名誉顧問(2023年6月退任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、三菱重工業(株) 代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、テクノロジー・R&D、グローバルビジネス、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2020年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

■独立性の考え方

当社グループは同氏が過去において業務執行者であった三菱重工業(株)と取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の1%未満であることから、十分に独立性があると判断しております。

略歴、地位及び担当

1967年4月 東京海上火災保険(株) (現、東京海上日動火災保険(株)) 入社
1996年6月 同取締役
2005年4月 同専務取締役
2005年6月 東京海上アセットマネジメント投信(株) (現、東京海上アセットマネジメント(株)) 代表取締役社長
2010年6月 (社)日本証券投資顧問業協会 (現、(一社) 日本投資顧問業協会) 会長
2018年5月 日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長 (現任)
2021年6月 当社取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、東京海上アセットマネジメント(株) 代表取締役社長やスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議のメンバー等を歴任し、グローバルビジネス、財務・会計、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2021年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

■独立性の考え方

当社グループは日興アセットマネジメント(株)及び同氏が過去において業務執行者であった東京海上アセットマネジメント(株)と取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の1%未満であることから、十分に独立性があると判断しております。

候補者
番号

11

おかもと

岡本

あつし

厚

(1954年3月26日生)



■ 所有する当社の株式数
1,300株

再任

社外

独立役員

候補者
番号

12

とうのすかおり

鴫巣香穂利

(1961年12月24日生)



■ 所有する当社の株式数
200株

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1974年4月 (株)岩波書店 入社
2008年4月 同編集局部長
2010年6月 同取締役
2013年6月 同代表取締役社長(2021年5月退任)
2022年6月 当社取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、(株)岩波書店 代表取締役社長等を歴任し、グローバルビジネス、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2022年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

■ 独立性の考え方

当社グループは同氏が過去において業務執行者であった(株)岩波書店と取引関係はありません。

略歴、地位及び担当

1985年4月 (株)富士銀行(現、(株)みずほ銀行) 入行
2001年6月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ) 入所
2006年6月 同パートナー
2015年11月 デロイトトーマツ(同) ボードメンバー
2018年6月 有限責任監査法人トーマツ ボードメンバー
2021年9月 同退所
2022年6月 当社取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認情報システム監査人として有限責任監査法人トーマツ ボードメンバーを歴任し、ITビジネス、テクノロジー・R&D、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2022年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

■ 独立性の考え方

当社グループは同氏が過去において業務執行者であった有限責任監査法人トーマツと取引関係があり、その取引金額は当社連結売上高の1%未満であります。また、同氏が業務執行であった有限責任監査法人トーマツは当社の会計監査人でありましたが、2019年6月に他の会計監査人に変更しており、十分に独立性があると判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者塚本隆史氏、佃和夫氏、岩間陽一郎氏、岡本厚氏及び鶴巢香穂利氏とは、当社との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約（会社法第427条第1項）を締結しております。5氏の再任が承認された場合、同契約が継続されます。
3. 当社は取締役候補者塚本隆史氏、佃和夫氏、岩間陽一郎氏、岡本厚氏及び鶴巢香穂利氏を(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、5氏が取締役として就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。なお、取締役候補者塚本隆史氏は、過去に当社の借入先の一つである(株)みずほ銀行及びその親会社である(株)みずほフィナンシャルグループの業務執行者でありましたが、2014年にその業務執行者としての職責を離れ10年以上経過しており、現在は、(株)みずほフィナンシャルグループの特別顧問の立場にあり業務執行に関与しておりません。これらの事実と(株)東京証券取引所のガイドライン及び当社の独立性基準に基づき、同氏は、独立性があると判断し、独立役員としての届出を(株)東京証券取引所に提出し、受領されております。
4. 各候補者は、現在、当社の取締役であり、当社は、これらの候補者が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.3%の範囲内で負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合、全ての候補者が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、各候補者の任期途中にその期間が満了することになりますが、当社は、同様の内容で当該保険契約を更新することを予定しております。
5. 取締役候補者の当社の子会社及び関連会社を除く他社における社外役員の兼務状況は以下のとおりです。
- ・勝 栄二郎 社外取締役：日本テレビホールディングス(株)、日本テレビ放送網(株)、ANAホールディングス(株)
 - ・塚本 隆史 社外取締役：朝日生命保険(相)、イオン(株)、古河電気工業(株)
 - ・岩間陽一郎 社外取締役：日興アセットマネジメント(株)
 - ・岡本 厚 社外取締役：(株)ネットアドバンス
 - ・鶴巢香穂利 社外取締役：(株)かんぽ生命保険

第3号議案

監査役3名選任の件

現監査役 大平和宏、道下崇及び内山晃一の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の重任と新たに監査役2名の選任をお願いするものです。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者
番号

1

とび た まさ よし
飛田 昌良

(1959年4月12日生)

新任



■ 所有する当社の株式数
104,724株

略歴、地位

1983年4月 伊藤忠商事(株)入社
2001年4月 (株)アイアイジェイテクノロジー(2010年4月に当社へ吸収合併)入社
2002年6月 同取締役
2006年6月 同常務取締役
2010年4月 当社常務執行役員
2015年4月 同管理本部長

■ 監査役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門の責任者として人事分野や内部統制分野について豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役の職務の執行を監査する者として適任であるため、監査役候補者とするものです。

候補者
番号

2

みち した たかし
道下 崇

(1969年2月1日生)

再任

社外

独立役員



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位

1994年4月 弁護士登録(東京弁護士会) あさひ法律事務所入所
2002年7月 同パートナー
2007年7月 西村あさひ法律事務所 パートナー
2012年8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員
2016年6月 当社監査役(現任)
2019年4月 西村あさひ法律事務所(現、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) パートナー(現任)

■ 重要な兼職の状況

弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての長年の経験と法律に関する専門知識を有しております。同氏は、2016年6月より当社社外監査役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外監査役候補者とするものです。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

■ 独立性の考え方

当社グループは同氏が業務執行者である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の1%未満であることから、十分に独立性があると判断しております。

候補者
番号

3

あそ う く み こ
麻生久美子

(1958年2月20日生)

新任

社外

独立役員



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位

1981年4月 Deloitte Haskins & Sells 公認会計士事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所
1993年7月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）
2022年7月 同退所

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての長年の経験と財務に関する専門知識を有していることから、社外監査役職務を適切に遂行できるものと期待し、社外監査役候補者とするものです。

■ 独立性の考え方

当社グループは同氏が過去において業務執行者であった有限責任監査法人トーマツと取引関係があり、その取引金額は当社連結売上高の1%未満であります。また、同氏が業務執行であった有限責任監査法人トーマツは当社の会計監査人でありましたが、2019年6月に他の会計監査人に変更しており、十分に独立性があると判断しております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 道下崇氏とは、当社との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約（会社法第427条第1項）を締結しております。同契約は同氏の社外監査役任期の満了に伴って終了いたしますので、社外監査役就任後、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。また、麻生久美子氏が社外監査役に就任した場合、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。
3. 当社は、道下崇氏を、(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、同氏が監査役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。また、麻生久美子氏が社外監査役に就任した場合、新たに独立役員として届け出る予定です。
4. 監査役候補者 道下崇氏は、現在、当社の監査役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.3%の範囲内で負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合、新任候補者を含む全ての候補者が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、各候補者の任期途中でその期間が満了することになりますが、当社は、同様の内容で当該保険契約を更新することを予定しております。
5. 監査役候補者の当社の子会社及び関連会社を除く他社における社外役員の兼務状況は以下のとおりです。
 - ・麻生 久美子 社外監査役：プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(株)、(株)ニツキ

第4号議案

取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、「年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）」としてご承認いただき今日に至っております。

この度、第5号議案「取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬付与のための報酬を、上記の報酬枠とは別枠とし、金銭報酬のみの額として、取締役の報酬等の額を、「年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）」とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含まず、また、退職慰労金を含まないものといたします。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告46頁に記載のとおりですが、当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、本議案及び第5号議案が可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しており、改定後の当該決定方針の概要は24頁に記載のとおりです。本議案は、取締役の報酬等に関する報酬枠を改定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の報酬等に関する算定の基準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、現在の取締役は14名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役5名）となります。

取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、「年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）」としてご承認いただき今日に至っております。また、2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、従前の金銭による取締役退職慰労金支給の代替として、当該報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、従前の金銭による単年度業績賞与の代替として、当該報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、それぞれご承認をいただいております。

今般、2024年5月10日付で公表している新中期経営計画（当該新中期経営計画及び当該計画の期間終了後に順次策定する中期の経営計画を以下「中期経営計画」と総称します。）に掲げる目標の達成による中長期的な企業価値向上に向け最適にインセンティブを働かせると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを狙いに、業務執行を担当する当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）、執行役員及び当社子会社取締役に対し、中期経営計画の達成度合いに連動した中長期インセンティブプラン（LTI）を導入致したく、またLTIの導入に併せて、当社の取締役及び執行役員に対する従来の株式報酬型ストックオプションを廃止して同程度の内容の譲渡制限付株式報酬へと改め、従来の単年度業績賞与としての譲渡制限付株式報酬を同様の内容として継続することを含めて、第4号議案「取締役の報酬等の額改定の件」としてご承認をお願いする報酬等の額（年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内））とは別枠で、以下のとおり、対象取締役に対し、新たな株式報酬制度を導入することにつきご承認をお願いいたします。

新たな株式報酬制度は、対象取締役の役位により、一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する在籍条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度I」といいます。）、一定期間（原則として1事業年度を対象期間とする）の業績目標及び業績成長の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度II」といいます。）及び中期経営計画と同一の期間を対象期間とし、対象期間中における各事業年度（以下「評価対象事業年度」といいます。）の業績目標及び業績成長の達成度に応じて決定される数の譲渡制限付株式を、評価対象事業年度終了後に付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度III」といいます。）から構成するものとします。なお、現在の対象取締役は9名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告46頁に記載のとおりですが、当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、本議案及び第4号議案が可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しており、改定後の当該決定方針の概要は24頁に記載のとおりです。本議案は当該方針に沿うものであり、また、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の総数（各事業年度における本制度I乃至IIIの上限数の合計）の発行済株式総数（2024年3月31日時点）に占める割合は約0.08%とその希薄化率は軽微です。また、本議案は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である指名報酬委員会の審議を経ております。したがって、本議案は相当な内容と判断しております。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本制度I、本制度II及び本制度IIIに基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、いずれも対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものいたします。各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額については、交付株式数に、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「交付時株価」といいます。）を乗じることにより算定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容及び本制度の種別毎に定める個別事項を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。対象取締役について、対象期間中に会社の責によらず退任した場合には、指名報酬委員会の答申を踏まえ、金銭報酬債権の付与及び株式の交付を行わない場合があります。

(a) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(b) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（a）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(c) 非違行為等

対象取締役が譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合又は一定の非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する場合がある。また、対象取締役について、対象期間中に同様の事由に該当した場合には、金銭報酬債権の付与及び株式の交付を行わない場合がある。

(d) 組織再編等における取扱い

上記（a）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(e) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 譲渡制限付株式の上限額及び上限数

本議案に基づき対象取締役に対し譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、本制度I、本制度II及び本制度III全部について年額7億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は、本制度I、本制度II及び本制度III全部について年140,000株以内とします。また、各対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定することといたします。

なお、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。

3. 本制度IIについて

本制度IIは、対象取締役の役位により、一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する制度です。その規模は月額固定報酬の約1～2ヵ月分を目処とします。本制度IIに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、1(a)から(d)までに掲げる事項を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約I」といいます。）を締結するものとします。

4. 本制度IIIについて

本制度IIIは、一定期間（原則として1事業年度）の業績目標及び業績成長の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。その詳細は次のとおりであり、本制度IIに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、1(a)から(d)までに掲げる事項及び以下に掲げる事項を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約II」といいます。）を締結するものとします。

(1) 交付株式数

交付株式数は、下記の算定方法により算定される数（ただし、対象期間における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。）を、各対象取締役に交付する数とすることを予定しています。

＜交付株式数の算定方法＞

$$\text{基準報酬}(\ast 1) \times \text{支給率}(\ast 2) \div \text{基準株価}(\ast 3)$$

(※1) 基準報酬は、月額固定報酬の4ヵ月分を目処として指名報酬委員会への諮問を経て別途取締役会で定めます。

(※2) 支給率は、対象期間の業績達成及び前年比伸長度合い等を踏まえ、0%－100%の間で変動します。

(※3) 基準株価は、対象期間の初日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。ただし交付時株価が基準株価の二倍を超えた額である場合、交付株式数は上式で計算される交付株式数に、基準株価の二倍を乗じて交付時株価で除した数とします。

5. 本制度IIIについて

本制度IIIは、中期経営計画と同一の期間を対象期間とし、評価対象事業年度の業績目標及び業績成長の達成度に応じて決定される数の譲渡制限付株式を、各評価対象事業年度終了後に付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。その詳細は以下のとおりであり、本制度IIIに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、1(a)から(d)までに掲げる事項及び以下に掲げる事項を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約III」といいます。）を締結するものとします。

(1) 交付株式数

交付株式数は、評価対象事業年度毎に、下記の算定方法により算定される数（ただし、対象期間における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。）を、各対象取締役に交付する数とすることを予定しています。

<交付株式数の算定方法>

$$\text{基準報酬}(\ast 1) \times \text{支給率}(\ast 2) \div \text{基準株価}(\ast 3)$$

(※1) 基準報酬は、月額固定報酬の4カ月分を目処として指名報酬委員会への諮問を経て別途取締役会で定めます。

(※2) 支給率を決定するための評価指標及び評価ウェイトの詳細は指名報酬委員会への諮問を経て取締役会で定めますが、初回（2024年に開始する新中期経営計画）にあつては以下のとおりです。

<最終事業年度を除く評価対象事業年度>

連結売上高（30%）、連結営業利益（30%）、エンゲージメント指数（15%）及び所管業績貢献(25%)
なお、各指標毎に定められた評価ウェイトの値は、指標の達成度に応じた評価ポイントの配賦割合を示しており、支給率は、それら評価ポイントの合計値に従って算定されます。

<最終事業年度>

連結売上高（30%）、連結営業利益（30%）、エンゲージメント指数（15%）及び所管業績貢献（25%）並びにROE（支給率最大化のための必要条件）、時価総額（支給率最大化のための必要条件）及びESG経営指標（支給率最大化のための必要条件）とします。

<支給率>

前記評価指標に基づき、0%－100%（ただし最終事業年度にあつては0%－125%）の間で変動します。

なお、初回の場合、最終事業年度における支給率の最大値達成のために満たすべき経営指標の主たるものは以下のとおりです。

連結売上高：3,882億円

連結営業利益：466億円

ROE：19%

時価総額：1兆円

(※3) 基準株価は、対象期間の初日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。ただし交付時株価が基準株価の二倍を超えた額である場合、交付株式数は上式で計算される交付株式数に、基準株価の二倍を乗じて交付時株価で除した数とします。

(2) 達成状況に応じた無償取得（クローバック）及び追加付与

中期経営計画最終年度において、1年及び2年目の各種目標の達成状況及びそれに応じた支給率が大幅に低下する場合は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社は、本制度IIIに基づいて既に交付した譲渡制限株式の一部を無償取得するものとします（クローバック）。また、中期経営計画最終年度において、1年及び2年目の各種目標の達成状況及びそれに応じた支給率が大幅に向上する場合は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、本制度IIIに基づいて最終年度において算出される付与株式数について一定の追加付与を行うことができるものとします。

6. 従前の報酬制度との関係

当社における従前の取締役報酬制度のうち、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度を廃止し、本制度Iを導入いたします。また、単年度業績賞与としての譲渡制限付株式報酬制度は、本制度IIといたします。また、新たに本制度IIIを導入いたします。このため、金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度とは別枠で、上限額を年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）とすることにつき、第4号議案「取締役の報酬等の額改定の件」としてご承認をお願いいたします。

本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、当社の執行役員（取締役たる執行役員を含みません）並びに当社子会社の取締役、執行役員及びその他中核人材に対しても、当社の取締役会の定める範囲で、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合の、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

決定方針の内容の概要

当社の常勤取締役の報酬は、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気の維持及び向上を企図し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本となる固定報酬（金銭報酬）、在籍条件型報酬（譲渡制限付株式報酬）、単年度業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）及び中長期業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成しております。また、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職責に鑑み、基本となる固定報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

[業務執行取締役の報酬割合イメージ]

業績連動報酬 支給なしの場合	固定報酬:金銭 86%	固定報酬 (在籍条件型):RS 1~2カ月分目処 14%		
	固定報酬:金銭 52%	固定報酬 (在籍条件型):RS 1~2カ月分目処 9%	単年度 業績連動報酬:RS 0~4カ月分目処 17%	中長期 業績連動報酬:RS 0~5カ月分目処 22%

- (注)
- ・ RS : Restricted Stock(譲渡制限付株式報酬)
 - ・ 固定報酬（在籍条件型）は役位により支給月数が変動
 - ・ 上記イメージ図における割合（%）は、固定報酬（在籍条件型）は月額報酬2カ月分相当、単年度業績連動報酬は月額報酬4カ月分相当及び中長期業績連動報酬は月額報酬5カ月分相当(上限値)支給された場合の概算数値

以上

第 32 期 事業 報告

連結業績ハイライト



(注) 2024年3月期より国際会計基準第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)を適用しております。これに伴い2023年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益について遡及適用後の指標等となっております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内景気は一部に足踏みもみられましたが、緩やかに回復しました。先行きにつきましては、各種政策の効果もあり、景気の緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、世界的な金融引締めによる金利や為替の変動等の影響を注視する必要があります。

そのような景気動向の中、当社グループが主にかかわる法人ICT(*1)関連市場では、クラウドサービスやAI(*2)等の新技術の企業活動への利活用の浸透、それらも含む要因によるインターネットトラフィック(*3)の継続増加、サイバーセキュリティ対策の重要性の高まり等が想定されます。企業のネットワーク及びシステムの領域は、旧来の社内閉域ネットワークから、インターネット技術を融合した複雑で多様なものへと変化しつつあり、今後も信頼性の高いネットワーク及びシステムの安定運用との重要性が増していくと想定をしております。

当連結会計年度は、当社グループの3か年中期計画の最終年度にあたります。この中期計画期間におきまして、概して進展が遅かった日本企業及び官公庁等のIT利活用が、コロナ禍を契機に急進し、コロナ沈静後も社内外ネットワークの更改も含めて強い需要が継続しております。これら需要に対して、当社グループの月額提供のネットワークサービスをシステムインテグレーションに組み込む「サービスインテグレーション」との事業モデルを展開し、契約期間総額が数十億円から100億円超の複数年にわたる大型案件(*4)を多数獲得いたしました。前中期計画末の2021年3月期と比較すると、当期の売上高は約1.3倍の2,761億円、営業利益は約2.0倍の290億円、営業利益率は3.8ポイント向上の10.5%と推移し、中期計画で掲げた法人ストック売上の大幅伸長とスケールメリットによる利益享受との態様を実現いたしました。また、事業拡大に伴い、年度末時の従業員数は約1.3倍の4,803名となりました。その他の中期計画の振り返りは、「(8) 前中期計画の振り返り、新中期計画等、2025年3月期連結業績見通し ①前中期計画の振り返り」をご参照ください。

文中に(*)を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

当連結会計年度の事業進展につきましては、ネットワークサービスにおいては、月額売上を堅調に積み上げ、売上総利益率は28.7%と前年同期比1.3ポイント向上いたしました。内訳につきましては、ネットワークサービス（除くモバイル関連サービス(*5)）は、IPサービス、セキュリティ関連サービス及びWANサービス等の需要が引き続き良好で、売上高は前年同期比8.9%増の1,052億円となりました。モバイル関連サービスは、総契約回線数は481万回線と前年度末比16.3%増加し、売上高は前年同期比9.1%増の461億円となりました。個人向けモバイルサービスは成熟市場のなかでも競争力を発揮し契約回線数は前年度末比5.6%増の127万回線、売上高は前年同期比4.5%増の220億円となり、法人向けモバイルサービスはネットワークカメラ等のIoT(*6)利用の継続普及等により契約回線数は前年度末比29.8%増の235万回線、売上高は前年同期比21.9%増の136億円となりました。システムインテグレーションにおいては、受注及び受注残高は好調であったものの、売上計上が複数年にわたる大型案件へのリソース割当等により単年度では売上伸長が鈍化し、また、売上計上に先行して生じる原価の増加もあり、売上総利益率は前年同期比1.1ポイント減の15.6%となりました。当社グループは、新規学卒者の獲得と育成を中心に戦略的な人的資本の拡張を進めており、当連結会計年度の期初は246名、2024年4月には307名の新規学卒者を迎えました。ネットワーク設備の拡張については、インターネットトラフィックの増加や自社サービス需要の高まりに応じ、インターネットバックボーン(*7)や自社サービス設備等を収容する自社保有データセンターを継続拡張いたしました。国際事業においては、従前からの事業進展に加えて、約28億円の海外データセンター構築案件や2021年4月に完全子会社化したシンガポールのシステムインテグレーターであるPTC SYSTEM (S) PTE LTDの貢献もあり、国際事業売上高(*8)は前年同期比38.1%増の353億円となりました。新規事業においては、当社持分法対象の株式会社ディーカレットDCP(*9)にて、国内初のデジタル通貨サービスとして、非化石証書取引におけるデジタル通貨（DCJPY）の発行及び決済サービスの提供を2024年7月開始予定としております。

当連結会計年度の業績につきましては、総売上高は、前年同期比9.2%増の276,080百万円(前年同期252,708百万円)となりました。売上原価は前年同期比8.9%増の212,214百万円(前年同期 194,800百万円)となり、売上総利益は前年同期比10.3%増の63,866百万円(前年同期 57,908百万円)となりました。内訳といたしまして、ネットワークサービスの売上高は前年同期比8.9%増の151,347百万円(前年同期138,922百万円)、売上総利益は前年同期比14.0%増の43,493百万円(前年同期 38,146百万円)となりました。ネットワークサービスの売上原価におきましては、当第3四半期において(株)NTTドコモのモバイルデータ接続料(*10)の2022年度利用分単価確定による費用戻し効果1億円強（前年同期は5億円強の効果）がありました。システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は前年同期比9.8%増の121,819百万円(前年同期 110,944百万円)、内システム構築売上は49,902百万円（前年同期 42,945百万円）、システム運用保守売上は71,917百万円（前年同期 67,999百万円）となり、売上総利益は前年同期比2.6%増の19,042百万円(前年同期 18,553百万円)となりました。ATM運営事業の売上高は前年同期比2.5%増の2,914百万円(前年同期 2,842百万円)、売上総利益は前年同期比10.1%増の1,331百万円(前年同期 1,209百万円)となりました。販売管理費等(販売費及び一般管理費、その他の収益及びその他の費用の合計)は前年同期比13.5%増の34,837百万円(前年同期 30,687百万円)となりました。営業利益は、前年同期比6.6%増の29,029百万円(前年同期 27,221百万円)となりました。税引前利益は、為替差益533百万円（前年同期 365百万円の利益）及び主としてファンドに係る金融資産評価益149百万円(前年同期 303百万円)等により、前年同期比6.0%増の28,934百万円(前年同期 27,309百万円)となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年同期比5.2%増の19,831百万円(前年同期 18,852百万円)となりました。

文中に(*)を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

ネットワークサービス

ネットワークサービス売上高は、前年同期比8.9%増の151,347百万円(前年同期 138,922百万円)となりました。

このうち、法人向けインターネット接続サービスの売上高は、法人IoT等用途向け法人モバイルサービス及びIPサービス等の売上増加があり、前年同期比11.1%増の44,725百万円(前年同期 40,253百万円)となりました。個人向けインターネット接続サービスの売上高は、個人向けモバイルサービス等の売上増加があり、前年同期比4.3%増の25,285百万円(前年同期 24,235百万円)となりました。アウトソーシングサービスの売上高は、セキュリティ関連サービス等の売上増加があり、前年同期比13.2%増の52,972百万円(前年同期 46,808百万円)となりました。WANサービスの売上高は、前年同期比2.7%増の28,365百万円(前年同期 27,626百万円)となりました。

ネットワークサービスの売上原価は、前年同期比7.0%増の107,854百万円(前年同期 100,776百万円)となりました。セキュリティ関連サービスのライセンス費用等の増加及び㈱NTTドコモのモバイルデータ接続料の2022年度利用分単価確定による費用戻し効果1億円強(前年同期は5億円強の効果)等がありました。ネットワークサービスの売上総利益は、前年同期比14.0%増の43,493百万円(前年同期 38,146百万円)となり、ネットワークサービスの売上総利益率は28.7%(前年同期 27.5%)となりました。

システムインテグレーション

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は、前年同期比9.8%増の121,819百万円(前年同期 110,944百万円)となりました。

システム構築及び機器販売による一時的な売上高は、前年同期比16.2%増の49,902百万円(前年同期 42,945百万円)となりました。システム運用保守による継続的な売上高は、システム運用保守案件の継続積み上げによる増加等があり、前年同期比5.8%増の71,917百万円(前年同期 67,999百万円)となりました。

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上原価は、外注関連費用及び仕入の増加等があり、前年同期比11.2%増の102,777百万円(前年同期 92,391百万円)となりました。機器販売を含むシステムインテグレーションの売上総利益は、前年同期比2.6%増の19,042百万円(前年同期 18,553百万円)となり、売上総利益率は15.6%(前年同期 16.7%)となりました。

当連結会計年度のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注は、前年同期比22.4%増の147,955百万円(前年同期 120,910百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注は前年同期比35.2%増の59,864百万円(前年同期 44,293百万円)、システム運用保守に関する受注は前年同期比15.0%増の88,091百万円(前年同期 76,617百万円)でありました。

当連結会計年度末のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注残高は、前年同期末比31.6%増の108,893百万円(前年同期末 82,757百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注残高は前年同期末比72.2%増の23,761百万円(前年同期末 13,799百万円)、システム運用保守に関する受注残高は前年同期末比23.5%増の85,132百万円(前年同期末 68,958百万円)でありました。

ATM運営事業

ATM運営事業売上高は、前年同期比2.5%増の2,914百万円(前年同期 2,842百万円)となりました。

ATM運営事業売上原価は、前年同期比3.1%減の1,583百万円(前年同期 1,633百万円)となりました。売上総利益は、1,331百万円(前年同期 1,209百万円)となり、売上総利益率は45.7%(前年同期 42.5%)となりました。

事業セグメント別

セグメント別では、当連結会計年度のネットワークサービス及びシステムインテグレーション(SI)事業の売上収益は、前年同期比9.3%増の273,247百万円(前年同期 249,970百万円)となり、営業利益は前年同期比6.4%増の28,014百万円(前年同期 26,322百万円)となりました。当連結会計年度のATM運営事業の売上収益は、前年同期比2.5%増の2,914百万円(前年同期 2,842百万円)となり、営業利益は前年同期比10.4%増の1,015百万円(前年同期 919百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資（リース取引額を含む。）は、主にネットワークサービス関連、クラウドコンピューティング関連サービスの機器取得及び白井データセンター建設等の投資があり、22,521百万円（前年同期 20,825百万円）となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、自己株式取得資金を賄うものとして、12,000百万円を銀行借入にて調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 前中期計画の振り返り、新中期計画等、2025年3月期連結業績見通し

①前中期計画の振り返り

2022年3月期から2024年3月期の前3か年中期計画におきまして、当初目標として連結売上高2,700億円規模及び営業利益率9%超、修正目標として連結売上高2,860億円及び営業利益315億円との業績目標を掲げておりました。業績等の推移は以下のとおりであります。

連結指標	2021年3月期	2024年3月期 (前中期計画期間)
売上高 (売上収益)	2,130億円	2,761億円
営業利益	143億円	290億円
営業利益率	6.7%	10.5%
従業員数	3,805名	4,803名

前中期計画期間におきまして、概して進展が遅かった日本企業及び官公庁等のIT利活用が、コロナ禍を契機に急進し、コロナ鎮静後も社内外ネットワークの更改も含めて強い需要が継続しております。これら需要に対して、当社グループの月額提供のネットワークサービスをシステムインテグレーションに組み込む「サービスインテグレーション」との事業モデルを展開し、契約期間総額が数十億円から100億円超の複数年にわたる大型案件を多数獲得いたしました。2021年3月期と比較すると、2024年3月期の売上高は約1.3倍の2,761億円、営業利益は約2.0倍の290億円、営業利益率は3.8ポイント向上の10.5%と推移し、前中期計画で掲げた法人ストック売上高(*11)の大幅伸長とスケールメリットによる利益享受との事業の態様を実現いたしました。また、事業拡大に伴い、2024年3月期末時の従業員数は約1.3倍の4,803名となりました。

<p>大型案件・サービスインテグレーション受注急増</p> <p>SI売上 約1.5倍 NWサービス売上 約1.2倍</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 期末SI構築受注総額 約2.9倍 (FY23末: 238億円) ▶ サービスインテグレーションモデルで大型複合案件獲得が顕著に増加 ▶ 公共・金融領域の取引・顧客基盤拡大 	<p>サービス・ソリューション開発拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ フレックスモビリティ等の新たなDWP関連サービス群が企業のDX進展に合致しコロナ禍以降も伸長の継続開発 ▶ クラウド移行を促進するサービスの継続開発 	<p>セキュリティサービス大幅伸長</p> <p>売上 約1.7倍 184億円→309億円 <small>法人月額ストック売上内数 (除くセキュリティ系SI)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大型NW更改等増加でSOC 等 のクロスセル機会増加 ▶ 長年運用のメール・Webセキュリティで圧倒的マーケットシェア向上 ▶ 新サービス・機能の継続開発で付加機能拡充 	<p>フルMVNOの優位性発揮</p> <p>モバイル回線数 約1.5倍 324万→481万</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 期末法人IoT回線数 約2.1倍 (FY23末: 235万) ▶ 災害発生時通信確保の公共機関向け「IIJ公共安全モバイルサービス」開発・提供開始 ▶ ギガプラン提供開始等で個人SIM (MVNO) 市場シェア1位獲得・維持 (MMWR)
<p>国際事業 アジア展開強化</p> <p>売上 約4.2倍 83億円→353億円 事業利益 約7.2倍 4億円→27億円 <small>(法人月額ストック・SIと重複)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ PTC (シンガポール・マレーシア) 買収でASEAN現地ビジネス領域拡大 ▶ 海外大型DC構築完了・後続案件遂行中 ▶ グローバルSASE案件複数稼働 (Palo Alto社・Zscaler社の国内トップパートナー) 	<p>NWサービス基盤継続拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 期末契約総帯域 約1.6倍 ▶ モバイル総帯域 約2.0倍 ▶ 白井DC稼働ラック数 約3.0倍 <ul style="list-style-type: none"> ・自社保有の白井・松江DCを継続拡張 ・オンサイト太陽光発電・非化石証書直接調達開始等でカーボンニュートラルへの取り組み推進 ・エッジコンピューティング基盤のマイクロDCソリューション開発・提供開始 	<p>ガバナンス・サステナビリティ継続充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 副社長外部招聘等で事業規模拡大に応じマネジメント体制強化 ▶ 積極コミュニケーションと開示コンテンツ拡充等でMSCI ESG格付A定値 ▶ IIJアカデミー開講でNWエンジニア育成・日本のNW社会発展に貢献 	<p>デジタル通貨事業立ち上げ (持分法会社ダイアレクト)</p> <p>デジタル通貨フォーラム参加企業数 約2.7倍 38社→104社</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サービス第一弾として非化石証書取引でのDCJPY (デジタル通貨) の発行・決済 (国内初、24年7月予定) ▶ 多様な分科会にて実証実験継続

文中に (*) を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

②新中期計画等

●業績目標

	連結指標	2027年3月期
事業拡大	売上高(売上収益)	3,800億円規模
収益性	営業利益	460億円規模

●経営理念

当社グループの経営理念（存在意義・パーパス）は、以下の通りであります。

「インターネットイニシアティブ」との社名の通り、100年に一度の技術革新であろうインターネットの世界において、その技術革新をリードし、新たな利用形態を提案する画期的なサービス、プラットフォームの提供を通じて、ネットワーク社会の発展に貢献してまいります。

- ・技術革新によりネットワークインフラストラクチャーを発展させてまいります
インターネット技術のイニシアティブを取り続け、より高速化するネットワークとコンピューティングによって新たに創出する価値を通じて、デジタル社会の未来を切り拓いてまいります。
- ・ネットワーク社会を支える仕組み（ITサービス）を提供してまいります
世の中の変化を捉え、その変化を先取りした高品質・高付加価値なITサービスを提供し続けることで、社会・個人によるネットワーク利用を支えてまいります。
- ・自己実現する職場の提供（多様な才能・価値観を有する人材が活躍できる場）
技術革新や社会貢献に積極果敢に挑戦する人材が集まり、誇りとやりがいをもって自律的に能力を発揮できる場を提供していきます。社員個々人が現状に満足せず常に先の世界を考えることで社会発展に貢献し、世間からも評価されることで成長を実感できるような会社であることを目指してまいります。

●中長期ビジョン及び新中期計画の位置付け

当社グループの経営理念を有効に全うしていくためには、当社グループの強みを生かしつつ、事業規模を継続拡大していくことが大変重要であると認識をしております。日本企業及び官公庁等のIT活用は、コロナ禍を契機にようやく急進し、中長期での継続した市場拡大が見込まれます。そのような状況認識のもと、当社グループは、中長期で目指すべき通過点の姿として、以下のとおり、連結売上高5,000億円規模への伸長を含む中長期ビジョンを定めました。新中期計画は、この中長期ビジョンに至る重要な道筋・プロセスとして、実現していくべき3カ年の成長プランと位置付けております。

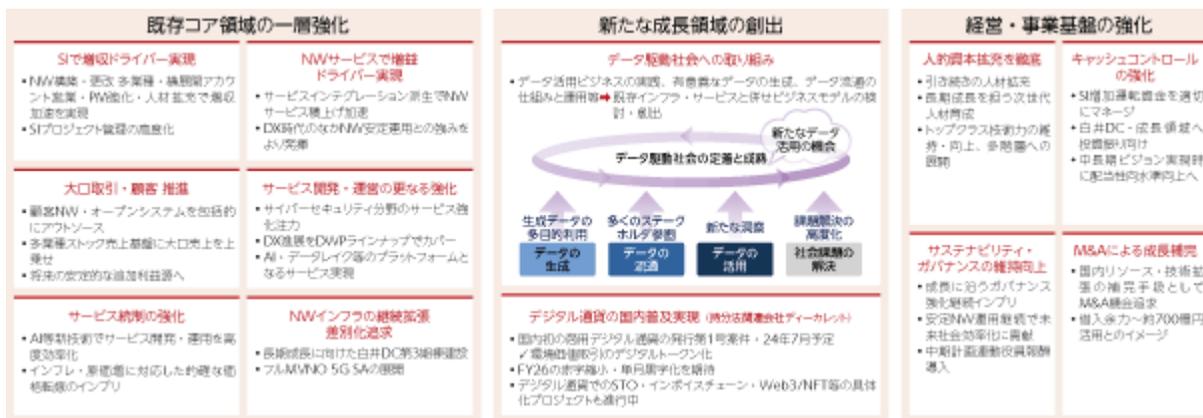
<中長期ビジョン>



目標指標 (連結ベース)	FY23実績	FY26目標		
売上高	2,761億円	3,800億円	 5,000億円	
営業利益率	10.5%	12%		
配当性向		30%		30%~40%
時価総額		1兆円		事業規模拡大に伴い配当性向を順次向上

●新中期計画(FY2024-FY2026)

新中期計画において、事業の根幹の絵姿は従前から不変であります。多様な人材が集い自律的に能力を発揮してインターネットとの通信インフラストラクチャー・環境を日本に創り上げたとの自負のもと、高いインターネット関連技術を源泉に、付加価値の高いネットワークサービスを開発し、インターネット関連のネットワーク及びシステムを安定的に運用し、システムインテグレーションの機能も併せて、日本企業等のIT需要に応え支えていくことで、役割を発揮し事業拡大を目指してまいります。特に、2024年3月期におけるサービスインテグレーションでの複数年大型ネットワーク構築案件の増加等の事業状況を鑑み、既存のコアビジネス領域の徹底的な強化により、売上伸長の加速とそれによる利益水準の向上を図ります。また、次の成長に向けた新規領域への取り組みにも注力いたします。それらを実現するための事業基盤の強化にも継続して取り組んでまいります。具体的な内容及び目標は、以下のとおりです。



<キャッシュアロケーション>

キャッシュアロケーション (FY24 ~ FY26、3年間累計)				
キャッシュイン	キャッシュアウト		概要	
事業から創出されるキャッシュ 約1,340億円 ^①	投資：約900億円			
	恒常的NW等設備投資 約510億円 <small>スケールメリット享受しながら安定増勢</small>	白井3期棟建設 約300億円 <small>自社サービス設備中心に収容</small>	戦略投資	白井3期棟建設 <ul style="list-style-type: none"> ◆新中期計画期間内に3期棟建設工・竣工タイミングは未確定 ・1期棟：投資額 約83億円、ラック数 約700、19年5月稼働開始 ・2期棟：投資額 約128億円(予定)、ラック数 約1,100、23年7月稼働開始
	大型複合案件増加に伴う 運転資金・リース債務増加	約130億円	戦術投資	<ul style="list-style-type: none"> ◆具体的な投資内容は今後検討・一定投資枠での想定
	配当性向30% 配当金	約240億円	運転資金・リース債務増加	<ul style="list-style-type: none"> ◆複数年大型5案件増加に伴う仕組・償却増増加 ・大型案件の売上計上効率化で運転資金影響は徐々に低減
借入調達 ~650億円程度	長期借入の予定返済	約15億円	M&A <ul style="list-style-type: none"> ◆借入余力でM&A順次実施と想定 ・D/Eレシオ・財務規律維持、追加借入での上限700億円規模 	
	M&A	~700億円程度	M&A	

③2025年3月期連結業績見通し

売上高(売上収益)	◆ 3,120億円 ~ 3,150億円(前期比13.0%~14.1%増)
営業利益	◆ 300億円 ~ 330億円(前期比3.3%~13.7%増)
1株当たり配当金(年間)	◆ 34.36円 ~ 37.16円(前期比 0.0円~2.8円増)

当社グループの次期の見通しは、ネットワークサービス売上高の堅調な推移に加え、それらをシステムインテグレーションに組み込んで提供するサービスインテグレーション案件を中心とした大型案件の獲得増加及び売上計上等を鑑み、連結売上収益は3,120億円~3,150億円(当連結会計年度比 13.0%~14.1%増)、連結営業利益は300億円~330億円(同比 3.3%~13.7%増)、税引前利益は金融費用や持分法による投資損益他を鑑み290億円~320億円(同比 0.2%~10.6%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は通常の実効税率による法人税等を鑑み199億円~219億円(同比 0.3%~10.4%増)と予想しております。

当社グループは、VMware製品(*12)の仮想化ソフトウェアを多く利用しておりますが、2023年11月のBroadcom社(*13)によるVMware社(*14)の買収に伴い、2024年4月にVMware 製品の価格体系の改定がありました。これは、主として、これまでであった個別製品からバンドル化された製品の利用へと改定されるもので、ライセンス費用の大幅な増加が見込まれます。当社グループは、当社サービスの提供価格改定等の対応を進めますが、VMware製品の価格体系及び適用条件等の提示が直前であったこともあり、提供価格改定による売上転嫁の度合いが想定し難く、2024年度の業績予想値に幅を持たせております。提供価格改定等にて原価増加の影響を吸収できる場合を業績予想値の幅の上限値、想定できている範囲を除き提供価格改定の適用に時間を要する等で吸収しきれない場合を幅の下限値として設定いたしました。

※将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(9) サステナビリティ、ESGへの取り組み

【サステナビリティへの考え方】

IJは国内初のインターネット接続事業者として、創業以来、日本のインターネットインフラを創り、支え、未来のネットワーク社会の実現に貢献するという経営理念を掲げ、安定したネットワークと信頼性・付加価値の高いサービスを提供してきました。

持続的なイノベーションこそが新たな産業、経済、暮らしを創出できるという強い信念をもって事業を展開し、インターネット技術においてイニシアティブを取り続ける一方で、社会インフラを担う立場としての責任も認識し、24時間365日安定したネットワークサービスを提供することで、社会・企業システムの基盤を支え続けています。

近年、気候変動や資源・エネルギー問題、多様性や機会均等、少子高齢化、医療過疎、データプライバシー問題等、多岐にわたる環境・社会問題が顕在化しており、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では企業にもこれらの社会課題への積極的な取り組みが求められています。

インターネット技術を基盤としたICTは、世の中の仕組みをも根本から変えられる技術です。当社は、IoT

文中に(*)を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

やAIに代表される新たな技術の活用により、SDGsをはじめとする社会課題の解決にも大きな貢献ができると考えています。

経営理念を軸に、信頼性や付加価値の高いネットワークサービスの開発・提供を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

【重要課題】



技術革新によりネットワークインフラの進化を牽引し、様々な社会課題の解決に貢献

◆ IP技術活用で社会・行動様式の変革



◆ TCFD・エネルギー効率

主な指標	目標	FY23実績
自社DCの再生可能エネルギー利用率	FY30 85%	50% 松江分は100%達成
自社DCのPUE (DC省エネ効率測定指標、業界最高水準1.4以下)	FY30まで 1.4以下継続	松江：1.33 白井：1.36



社会インフラを支える、安全で強靱なインターネットサービスの提供

◆ 常に安全安定したインターネット接続サービスの提供・世界をカバーするインターネットバックボーンの構築・運用

◆ データガバナンスをグローバルに支援：
EU BCR、APEC CDPR 認証取得





多様な才能と価値観を持つ人材が活躍し、積極果敢に挑戦できる場の提供

- ◆ 創業来、新しいことに積極的に挑み続ける企業文化
- ◆ 技術習得/向上や顧客要望実現に対し真摯に取り組む人材風土
- ◆ 人的資本の強化

	FY20	FY21	FY22	FY23
離職率 (HJ単体)	3.6%	4.2%	3.8%	4.6%
エンゲージメント (従業員満足度 (*))	3.9	3.9	3.9	3.9

	目標	FY23実績
従業員の「①チャレンジ」、「②成長」、「③上司サポート」自己評価	3点後半以上継続	① 3.9 ② 4.0 ③ 4.3
	5段階評価：1(そう思わない) 2(どちらかというと思わない) 3(どちらともいえない) 4(どちらかというと思おう) 5(そう思う)	
女性管理職比率	FY26：8%以上 (FY27から1年前倒し)	6.5% (FY24目標早期達成)

(*) 年1回実施の社員意識調査における総合満足度

(10) 対処すべき課題

近年の当社グループの業績は、日本における企業や官公庁等のICT利活用の進展に沿い、増収に併せた利益の向上が進展しております。経済活動におけるICT利活用の流れは今後もますます進展していくと想定しており、経営理念の継続した充足のためにも、信頼性及び付加価値の高いネットワークやシステムとのサービスを、需要に合致する態様で創出し提供していくことが、重要であると考えております。そのためには、優秀な人材の一層の獲得と育成が非常に重要であり、事業の成長に沿いながら、人的資本の一層の拡充を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

社外取締役インタビュー



社外取締役 岩間 陽一郎

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」のメンバーとして、「コーポレートガバナンス・コード」の改訂に貢献する等、コーポレートガバナンスにおける深い見識を持ち、当社経営への有益な提言や監督を行っている岩間社外取締役に当社のガバナンス体制と中長期的な成長に向けた課題についてお話を伺いました。

Q1 当社の取締役会のガバナンスについてどのようにお考えでしょうか。

IT業界、特にインターネット事業に通暁した経験豊富な常勤取締役陣と多様性に富んだ独立社外取締役陣の間で多面的観点から多様な議論が展開されておりガバナンスは確保されていると評価しています。

また、持続的成長可能性に富んでいる企業としてガバナンスのあり方に常に留意する姿勢があり、各種事業リスクの認識と投資家に対する開示の徹底を図り実効性のあるガバナンスを心がけていると認識しています。

取締役会の実効性評価を含め、社外取締役の意見を積極的に取り入れ、監査役会メンバーと社外取締役の意見交換も適宜なされており、常にガバナンス向上努力がなされていると考えています。

Q 2 当社の事業成長及び執行状況の評価についてどのようにお考えでしょうか。

競争力の高い技術基盤をもとに強い成長を継続していると評価しています。

意欲的計画目標を掲げる中、企業客先向け大型案件の増加に伴って事業構造の変化への対応強化が重要との認識を強めており、適切かつ有効なプロジェクトマネジメント体制の構築に取り組んでいると認識しています。

執行状況については、経営トップのリーダーシップの下で技術、営業、管理の取締役が各々役割を適切に発揮し、事業成長を牽引していると評価しています。

また、企業成長と共に投資家の関心も高まっており、IR活動にも積極的に取り組んでいると認識しています。引き続き機関投資家、特に長期投資家との質の高い対話の重要性が一層強まっていくと考えています。

Q 3 当社の中長期的な課題についてどのようにお考えでしょうか。

大型案件の件数増加に伴い成長基調は強まっています。一方、自社開発中心のネットワークサービスにシステムインテグレーションをあわせて提供する「サービスインテグレーション」の態様で提供するものが多く、プロジェクトの工程期間の長期化や複雑化に伴うより高度なプロジェクトマネジメントが不可欠となっており執行部門と取締役会が連携してモニタリングを強化する必要があります。

事業のサステナビリティについては適切に対応しつつあると認識しています。これは継続的に取り組むべき課題であり、実効性の検証も含め取締役会で適切に監督して参ります。

岩間 陽一郎 取締役 略歴

1967年4月 東京海上火災保険(株) (現、東京海上日動火災保険(株)) 入社

1996年6月 同取締役

2005年4月 同専務取締役

2005年6月 東京海上アセットマネジメント投信(株) (現、東京海上アセットマネジメント(株)) 代表取締役社長

2010年6月 (社)日本証券投資顧問業協会 (現、(一社)日本投資顧問業協会) 会長

2018年5月 日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長 (現任)

2021年6月 当社取締役 (現任)

(11) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

	第29期 2021年3月期	第30期 2022年3月期	第31期 2023年3月期	第32期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上収益	213,002	226,335	252,708	276,080
営業利益	14,248	23,547	27,221	29,029
親会社の所有者に帰属する当期利益	9,712	15,672	18,852	19,831
基本的1株当たり当期利益	107円67銭	173円56銭	104円34銭	111円81銭
総資産	220,777	231,805	246,318	273,713
親会社の所有者に帰属する持分	89,956	103,528	118,242	125,751
1株当たり親会社所有者帰属持分	997円24銭	1,146円32銭	654円36銭	711円22銭

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、各期の期中平均流通株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する資本及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、各期末時点の流通株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、2021年1月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
4. 当社は、2022年10月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。また、第29期から第30期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、遡及修正は行っておりません。
5. 第32期より国際会計基準第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)を適用しております。これに伴い第31期の親会社の所有者に帰属する当期利益、基本的1株当たり当期利益、総資産、親会社の所有者に帰属する持分及び1株当たり親会社所有者帰属持分について遡及適用後の指標等となっております。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社IJエンジニアリング	400百万円	100.0%	ネットワークシステムの運用監視、カスタマーサポート、コールセンター等
株式会社IJグローバルソリューションズ	490百万円	100.0%	ネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
株式会社IJプロテック	10百万円	100.0%	システム開発、運用及びサービスサポート等に係わる人材供給及び役務提供等
株式会社トラストネットワークス	100百万円	79.5%	銀行ATMサービスの提供等
ネットチャート株式会社	55百万円	100.0%	ネットワーク構築、運用保守及びネットワーク関連機器の販売等
IJ America Inc.	2,180千USD	100.0%	米国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJ Europe Limited	143千GBP	100.0%	欧州でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	6,415千SGD	(49.6%) 100.0%	シンガポールでのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
PTC SYSTEM (S) PTE LTD	2,000千SGD	100.0%	シンガポールでのシステムインテグレーションの提供等
艾杰（上海）通信技術有限公司	10,630千USD	(100.0%) 100.0%	中国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等

(注) 出資比率の上段（）内は間接所有割合（内数）を示しております。

当連結会計年度の連結対象子会社は17社、持分法適用関連会社は6社であります。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(13) 主要な事業内容

ネットワークサービス、システムインテグレーション、ATM運営事業

(14) 企業集団の主要拠点等

会社名	事業所名	所在地
当社	本社	東京都千代田区
	支社	大阪市、名古屋市、福岡市
	支店	札幌市、仙台市、富山市、広島市、横浜市、那覇市
	営業所	新潟市、豊田市
株式会社IJエンジニアリング	本社	東京都千代田区
株式会社IJグローバルソリューションズ	本社	東京都千代田区
	事業所	大阪市、札幌市、名古屋市、福岡市
株式会社IJプロテック	本社	東京都千代田区
株式会社トラストネットワークス	本社	東京都千代田区
ネットチャート株式会社	本社	横浜市
IJ America Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
IJ Europe Limited	本社	英国 ロンドン
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
PTC SYSTEM (S) PTE LTD	本社	シンガポール
艾杰（上海）通信技術有限公司	本社	中国 上海

(15) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,803名	352名増

(注) 職員、契約社員を従業員数として示しております。受入出向社員は含んでおりません。

(16) 主要な借入先及び借入額の状況

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	9,590百万円
株式会社みずほ銀行	9,590百万円
株式会社三井住友銀行	9,590百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 302,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 183,141,100株 (自己株式6,329,688株を含む)
- (3) 当期末株主数 10,172名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
KDDI株式会社	20,387,000株	11.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,918,000株	11.3%
日本電信電話株式会社	12,227,000株	6.9%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,223,200株	6.9%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	8,160,000株	4.6%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	7,808,000株	4.4%
鈴木 幸一	7,403,589株	4.2%
第一生命保険株式会社	5,092,000株	2.9%
株式会社KS Holdings	3,240,000株	1.8%
株式会社三菱UFJ銀行	2,744,000株	1.6%

- (注) 1. 上記は2024年3月31日現在で記載しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 株式会社KS Holdingsは、当社代表取締役会長執行役員である鈴木幸一氏とその株式を間接的に100%保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。
4. Global Alpha Capital Management Ltd.が2023年10月27日付で提出した大量保有報告書において2023年10月23日現在で同社が当社株式9,167,654株(同日現在の持株数:5.01%)を保有する旨の届け出がありました。その後大量保有報告書の変更報告書が提出されたことは認識しておりませんが、当社として、当事業年度末における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2023年3月期の業績賞与としての譲渡制限株式の割当てによるものです。当該譲渡制限株式は、2020年6月24日開催の定時株主総会決議により導入が確定したものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々13名及び4名です。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	19,975株	9名
社外取締役	一株	一名
監査役	一株	一名

[譲渡制限付株式報酬の概要]

- ・支給時期及び配分：各事業年度末月或いは終了後、各取締役の支給を決定し、割り当てる。
- ・上限：年160,000株以内（2021年1月1日付及び2022年10月1日付の株式分割調整後）
- ・払込金額：1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定する。
- ・譲渡制限：譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から取締役会が予め定める地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分はできない。
- ・譲渡制限の解除：譲渡制限期間中に継続して取締役会が予め定める地位にあったことを条件に、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- ・組織再編等における取扱い：上記にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合は、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。
- ・その他の事項：譲渡制限付株式に関するその他の事項は、取締役会で決定する。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	性 別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 幸一	男性	Co-CEO <<重要な兼職の状況>> 株式会社IJエンジニアリング 代表取締役会長 IJ America Inc. Chairman of the Board インターネットマルチフィード株式会社 代表取締役社長 JOCDN株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	勝 栄二郎	男性	Co-CEO COO
取締役副社長	村 林 聡	男性	全体統括補佐、データガバナンス会議議長 <<重要な兼職の状況>> 株式会社ディーカレットホールディングス 代表取締役社長
取締役副社長	谷 脇 康彦	男性	全体統括補佐
専務取締役	北 村 公一	男性	ビジネスユニット長
専務取締役	渡 井 昭久	男性	CFO 財務本部長
常務取締役	川 島 忠司	男性	ビジネスユニット長補佐 中日本事業部長
常務取締役	島 上 純一	男性	CTO テクノロジーユニット長
常務取締役	米 山 直志	男性	CIO 経営企画本部長
取 締 役	塚 本 隆史	男性	
取 締 役	佃 和 夫	男性	
取 締 役	岩 間 陽一郎	男性	日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長
取 締 役	岡 本 厚	男性	
取 締 役	鶴 巢 香穂利	女性	
常 勤 監 査 役	大 平 和 宏	男性	
常 勤 監 査 役	田 中 正 子	女性	
監 査 役	道 下 崇	男性	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
監 査 役	内 山 晃 一	男性	アイサン・アドバイザー合同会社 代表社員

- (注) 1. 担当及び重要な兼職の状況については、2024年3月31日現在で記載しております。
 2. 取締役の塚本隆史、佃和夫、岩間陽一郎、岡本厚及び鶴巢香穂利は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 社外取締役の塚本隆史、佃和夫、岩間陽一郎、岡本厚及び鶴巢香穂利、社外監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、(株)東京証券取引所の定めに基づく、独立役員であり、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役の内山晃一は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
 社外取締役及び社外監査役各氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 執行役員の状況（2024年4月1日現在）

氏名	役位	担当
鈴木 幸一	会長執行役員	Co-CEO
勝 栄二郎	社長執行役員	Co-CEO & COO
村 林 聡	副社長執行役員	全体統括補佐、経営企画本部所管
谷 脇 康彦	副社長執行役員	全体統括補佐、管理本部所管
北 村 公一	専務執行役員	ビジネスユニット長
渡 井 昭久	専務執行役員	CFO、財務本部長
島 上 純一	専務執行役員	CTO、テクノロジーユニット長
川 島 忠司	専務執行役員	中日本事業部長
米 山 直志	専務執行役員	CIO、経営企画本部長
鯨 坂 慎	常務執行役員	パートナー事業部長
山 井 美和	常務執行役員	基盤エンジニアリング本部長
丸 山 孝一	常務執行役員	グローバル事業本部長
立久井 正和	常務執行役員	IoTビジネス事業部所管
沖 田 誠司	常務執行役員	プロフェッショナルサービス部門所管
墨 矢 亮	常務執行役員	管理本部長
大 西 丈則	常務執行役員	地方拠点・第一事業部所管
矢 吹 重雄	常務執行役員	MVNO事業部長
荒 木 健	常務執行役員	金融システム第一事業部・金融システム第二事業部所管
城 之 内 肇	常務執行役員	ネットワーク本部長
川 又 正実	執行役員	経理部長
井 手 隆裕	執行役員	第二事業部長
染 谷 直	執行役員	クラウド本部長
日 山 孝彦	執行役員	財務本部副本部長
川 上 かをり	執行役員	サステナビリティ委員会事務局長
白 崎 博生	執行役員	ネットワーク本部副本部長
波 多 野 剛	執行役員	公共システム事業部長
齋 藤 衛	執行役員	セキュリティ本部長

(注) 齋藤衛は、2024年4月1日付で執行役員に就任いたしました。

(3) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.3%の範囲内で負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名報酬委員会に対して取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を諮問した上で、2021年2月4日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の常勤取締役の報酬は、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気の維持及び向上を企図し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本となる固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）及び非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション）により構成しております。また、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職責に鑑み、基本となる固定報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、上記決定方針の内容は、2024年5月24日開催の当社取締役会において、第4号議案及び第5号議案が可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しており、改定後の当該決定方針の概要は24頁に記載のとおりです。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額5億円以内、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々14名及び4名です。
- ・2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
- ・2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
- ・2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役4名）です。
- ・2022年6月28日開催の第30回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションの新株予約権の目的である株式数を400株から1株、新株予約権の上限を600個から240,000個と決議しております。当該定時株主総会時点の取締役の員数は12名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役(代表取締役会長 鈴木幸一及び代表取締役社長 勝栄二郎)がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各常勤取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の配分としております。当該権限が代表取締役によって適切に行き渡るよう、報酬案を立案した代表取締役は、指名報酬委員会に対して当該報酬案の原案を諮問した上で、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (株式報酬)	非金銭報酬等	
取締役	499	386	62	51	14
(うち社外取締役)	(30)	(30)	(―)	(―)	(5)
監査役	32	32	―	―	4
(うち社外監査役)	(17)	(17)	(―)	(―)	(3)

(注) 業績連動報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として、事業成長と企業価値向上に連関する指標として、連結売上高及び営業利益の前年度比率及び目標達成率を各係数で掛け合わせた判定指標を採択しており、各人毎の基本月額報酬の概ね0から4カ月分の規模で、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を割り当てております。

当事業年度を含む連結売上高及び営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」及び譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役退職慰労金廃止に伴う代替として、各人毎の基本月額報酬の役位による概ね1から2カ月分の規模の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる。

当該非金銭報酬の内容及び交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」のとおりです。

また、譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。なお、上記④取締役及び監査役の報酬等の総額等における当該報酬等は、業績連動報酬等に含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の状況
前記(1)取締役及び監査役の氏名等をご参照下さい。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
取締役	塚本隆史	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	佃和夫	当事業年度開催の取締役会に12回中10回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	岩間陽一郎	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	岡本厚	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	鶴巢香穂利	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
監査役	大平和宏	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、経営管理と内部統制に対する能力を発揮し、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	道下崇	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、弁護士としての長年の経験及び法律に関する専門知識に基づき、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中12回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	内山晃一	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、公認会計士としての長年の経験及び財務に関する専門知識に基づき、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員（常勤監査役大平和宏を除く。）と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、社外役員は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

④ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	75百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

(注) 1. 上記①の報酬等の額には、会社法監査、金融商品取引法監査・四半期レビュー及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報酬が含まれます。

当社と監査法人との監査契約において、それぞれを区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、組織及び体制（審査の体制を含む）、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、これらが不十分であると判断した場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、会社法・公認会計士法等の法令に違反や抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

5. コーポレートガバナンスに関する事項

(1) 基本的な考え方

当社は、社会インフラとして必須となったインターネットを支え運営するという使命を全うし、かつ企業価値を継続的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスの充実及び実践が非常に重要であると認識しております。当社は、株主、ユーザ、取引先、従業員、インターネットネットワーク全体の利用者など、幅広いステークホルダーへの社会的責任を負っていると認識しており、当社の社会的な影響力の大きさを鑑み、多様なステークホルダーの理解を得るための活動に努めることが重要であると考えております。

当社の取締役会は独立社外取締役5名を含む14名で、監査役会は独立社外監査役3名を含む4名で構成されております。内部監査を担当する機関として内部監査室を設置しており、内部監査室は室長以下5名で構成されております。また、当社は、迅速かつ効率的な業務執行を推進する目的で執行役員制度を採用しております。

業務執行につきましては、定時（毎月）及び臨時取締役会の開催、常勤取締役及び執行役員等による経営会議の開催及び事業・プロジェクト・子会社毎等の事業進捗のフォローと対応指示等により、業務執行状況の監視・監督が行われております。経営監視及び業務監査につきましては、定時（毎月）及び臨時監査役会の開催、監査役会における財務専門家・法律専門家の設置、子会社・海外含めた継続的な監査役監査・内部監査の実施、内部通報制度の運営等を行っております。当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程、内部統制基本規程他に基づき統制されております。

(2) 独立性基準

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

- ① 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
- ② 当社もしくはその子会社の主要な取引先又は当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者
- ③ 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者
- ④ 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
- ⑤ 当社又はその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者
- ⑥ 上記①から⑤のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
- ⑦ 以下に該当する者の配偶者又は二親等内の親族
 - ・上記①から⑤のいずれかに該当する者
 - ・当社の子会社の取締役および業務執行者
- ⑧ その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

本株主総会にて第2号議案が原案どおり承認可決された後の当社の独立社外取締役の人数は5名で、取締役の総人数に対して、3分の1以上の構成比率です。

(3) 取締役会の実効性に関する評価

取締役会の実効性について、取締役及び監査役を対象とした「取締役会の実効性に関する評価のためのアンケート」を2015年度から年次で実施し、その内容を整理、分析のうえ取締役会に報告しております。評価結果により、必要に応じて取締役会の実効性の改善を行うフローとしております。2023年度における取締役会運営に関しましては、独立役員を含め取締役会の体制は整備され、取締役会における議論及び判断のための情報は十分に提供され、各取締役が取締役会において多角的に発言し、取締役会の開催頻度及び当日運営等も適切に設定され、実効性は有効に機能していると自己評価をしております。

(ご参考) 用語解説

1. ICT
Information and Communication Technologyの略。コンピュータによる情報通信に関するハードウェア、ソフトウェア、システム及びデータ通信等に関する技術の総称。
2. AI
Artificial Intelligenceの略。コンピュータシステムや機械が、推論、判断及び学習等の人間の知能を模倣する技術のこと。
3. インターネットトラフィック
インターネットを通じて転送されるデータ流量のこと。
4. 大型案件の詳細は「2024年3月期（FY23）連結業績・新中期計画説明資料」20頁をご参照ください。
5. モバイル関連サービス
IIJモバイルサービス（法人IoT等用途向け直接提供及びIIJモバイルMVNOプラットフォームサービス）及びIIJmioモバイルサービス。
6. IoT
Internet of Thingsの略。モノのインターネットと言われ、これまでインターネットに接続されていなかった物体に通信機能を持たせることで、物体が情報通信を行うようになること。
7. バックボーン
ネットワークの基幹部分を構成する部分のこと。ISPでは、NOCやPOP、アクセスポイントを結んだ高速回線による基幹ネットワークのことをいう。
8. 国際事業売上高
ネットワークサービス及びシステムインテグレーション売上高に含まれる。
9. 株式会社ディーカレットDCP
当社の持分法適用会社である株式会社ディーカレットホールディングスの子会社。
10. モバイルデータ接続料
㈱NTTドコモと当社との間のモバイル設備の利用に係るデータ通信帯域に係る費用、Mbps当り単価のこと。
11. 法人ストック売上高
役務の継続提供により継続的な計上が期待できる売上高(ストック売上高)のうち、個人向けモバイル関連サービス売上高及びMVNE売上を除いた売上高。
12. VMware製品
VMware社が提供していたクラウドコンピューティングや仮想化ソフトウェア等のことであり、現在はBroadcom社が提供する。
13. Broadcom社
無線及び通信インフラ向けの半導体製品、ソフトウェア等の製造販売を行う米国のBroadcom Inc.のこと。
14. VMware社
クラウドコンピューティングや仮想化ソフトウェア等を提供するIT企業である米国のVMware Inc.のこと。2023年11月にBroadcom社による買収が完了した。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	45,474	流動負債	
営業債権	45,683	営業債務及びその他の債務	25,435
棚卸資産	3,227	借入金	30,133
前払費用	20,084	未払法人所得税	5,328
契約資産	3,110	契約負債	12,685
その他の金融資産	1,532	繰延収益	56
その他の流動資産	779	その他の金融負債	18,035
		その他の流動負債	6,686
流動資産合計	119,889	流動負債合計	98,358
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	29,072	借入金	47
使用权資産	41,242	退職給付に係る負債	4,991
のれん	10,328	引当金	901
無形資産	18,357	契約負債	8,552
持分法で会計処理されている投資	5,169	繰延収益	237
前払費用	19,412	繰延税金負債	1,483
契約資産	108	その他の金融負債	31,103
投資有価証券（株式）	14,563	その他の非流動負債	1,009
その他の投資	9,805	非流動負債合計	48,323
繰延税金資産	290	負債合計	146,681
その他の金融資産	5,210	資本	
その他の非流動資産	268	資本金	25,562
		資本剰余金	35,737
		利益剰余金	65,616
		その他の資本の構成要素	10,863
		自己株式	△12,027
		親会社の所有者に帰属する持分合計	125,751
		非支配持分	1,281
非流動資産合計	153,824	資本合計	127,032
資産合計	273,713	負債及び資本合計	273,713

連結損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	
ネットワークサービス売上高	151,347
システムインテグレーション売上高	121,819
ATM運営事業売上高	2,914
売上収益合計	276,080
売上原価	
ネットワークサービス売上原価	△107,854
システムインテグレーション売上原価	△102,777
ATM運営事業売上原価	△1,583
売上原価合計	△212,214
売上総利益	63,866
販売費及び一般管理費	△34,754
その他の収益	169
その他の費用	△252
営業利益	29,029
金融収益	1,019
金融費用	△649
持分法による投資損益	△465
税引前利益	28,934
法人所得税費用	△8,958
当期利益	19,976
当期利益の帰属	
親会社の所有者	19,831
非支配持分	145
当期利益	19,976

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	90,582	【流動負債】	80,963
現金及び預金	26,894	買掛金	5,366
売掛金	38,971	短期借入金	26,570
リース投資資産	1,427	関係会社短期借入金	3,500
商品	218	1年以内返済予定長期借入金	3,500
仕掛品	124	未払金	14,081
貯蔵品	2,343	リース債務	5,628
前払費用	16,301	未払費用	872
未収入金	527	固定資産購入未払金	2,035
未収消費税等	565	未払法人税等	4,544
関係会社短期貸付金	55	預り金	312
契約資産	3,129	契約負債	14,452
1年内回収予定の敷金保証金	1	その他流動負債	103
その他流動資産	132		
貸倒引当金	△105		
【固定資産】	111,795	【固定負債】	16,837
(有形固定資産)	36,470	長期末払金	1,226
土地	1,522	リース債務	8,939
建物	3,346	資産除去債務	829
建物附属設備	16,284	退職給付引当金	4,343
構築物	1,924	役員退職慰労引当金	199
工具器具備品	13,342	繰延税金負債	1,301
リース資産	39,153		
建設仮勘定	2,503		
減価償却累計額	△41,604		
(無形固定資産)	16,918	負債の部 合計	97,800
のれん	392	【株主資本】	95,751
顧客関係	587	(資本金)	23,023
電話加入権	2	(資本剰余金)	9,743
ソフトウェア	15,846	資本準備金	9,743
リース資産	91	(利益剰余金)	75,003
(投資その他の資産)	58,407	利益準備金	502
投資有価証券	13,698	その他利益剰余金	74,501
金銭の信託	4,943	固定資産圧縮積立金	202
関係会社株式及び出資金	20,326	繰越利益剰余金	74,299
関係会社社債	2,000	(自己株式)	△12,018
敷金保証金	3,779	【評価・換算差額等】	8,193
長期前払費用	13,122	その他有価証券評価差額金	8,193
破産更生債権等	4	【新株予約権】	633
関係会社長期貸付金	145	新株予約権	633
その他投資等	412		
貸倒引当金	△22		
		純資産の部 合計	104,577
資産の部 合計	202,377	負債及び純資産の部 合計	202,377

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
【売 上 高】		228,257
【売 上 原 価】		177,237
売上総利益		51,020
【販売費及び一般管理費】		27,601
営業利益		23,419
【営業外収益】		
受取利息	146	
受取配当金	1,688	
受取手数料	42	
受取ブランド使用料	4	
為替差益	949	
貸倒引当金戻入益	10	
その他の営業外収益	181	3,020
【営業外費用】		
支払利息	334	
匿名組合投資損失	98	
その他営業外費用	91	523
経常利益		25,916
【特別利益】		
投資有価証券売却益	547	547
【特別損失】		
固定資産除却損	29	
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	123	
関係会社株式評価損	157	309
税引前当期純利益		26,154
法人税・住民税及び事業税		7,665
法人税等調整額		△74
当期純利益		18,563

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 秀敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 佑介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松本 佑 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社インターネットイニシアティブ 監査役会

常勤監査役 大 平 和 宏 ㊟

常勤監査役 田 中 正 子 ㊟

監 査 役 道 下 崇 ㊟

監 査 役 内 山 晃 一 ㊟

(注) 常勤監査役 大平 和宏、監査役 道下 崇 及び監査役 内山 晃一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

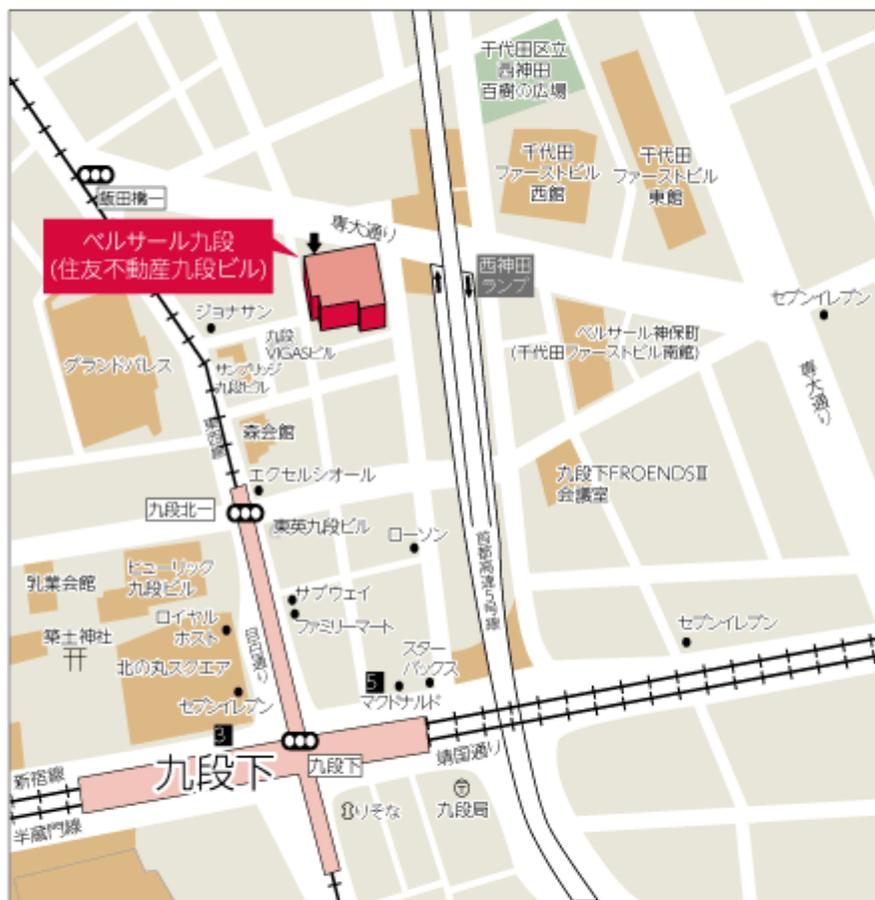
株式会社インターネットイニシアティブ定時株主総会 会場ご案内図

日時

2024年6月27日 (木)
午前10時00分

会場

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3Fホール



地下鉄東京メトロ半蔵門線
都営地下鉄新宿線
地下鉄東京メトロ東西線

「九段下駅」5番出口より 徒歩 5 分

(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。